

# 新用途地域

	改正前	改正後
住居系	②第二種住居専用地域	②第二種低層住居専用地域 小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
		③第一種中高層住居専用地域 中高層住宅の良好な環境保護のための地域
		④第二種中高層住居専用地域 一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域
		⑤第一種住居地域 大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域
	③住居地域	⑥第二種住居地域 大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域
		⑦準住居地域 道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
		⑧近隣商業地域 近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
商業系	④近隣商業地域	⑧近隣商業地域 近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
	⑥準工業地域	⑩準工業地域 環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
工業系	⑦工業地域	⑪工業地域 工業の利便の増進を図る地域

※→は原則移行を示します。

